

田富小学校 いじめ防止対策基本方針

平成26年2月28日策定

平成31年3月31日改正

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れのある決して許されない行為である。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることである。どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組むことが重要である。

学校に求められていることは、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいくことである。田富小学校においては、校長のリーダーシップのもと、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。また、すべての児童・生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解できるよう指導を行う。

いじめ防止対策に組織的・継続的に取り組むため、いじめ防止対策推進法 第13条の規定及び国・山梨県・中央市のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、「田富小学校 いじめ防止対策基本方針」を策定する。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(いじめ防止対策推進法第2条より)

(2) いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に認識して、迅速かつ適切に取り組む。

①いじめは、人間として決して許されない行為である。

※いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。

- ※いじめは 子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- ②いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
 - ③いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
 - ④いじめは、様々な様態がある。
 - ⑤いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
 - ⑥いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
 - ⑦いじめは、解消後も注視が必要である。
 - ⑧いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
 - ⑨いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

2. いじめ対策の組織

いじめ防止対策推進法 22 条に基づき、「いじめ問題」への組織的な取組を推進するため、「いじめ対策委員会」を設置する。この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を継続的に行う。

(1) 「いじめ対策委員会」の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、特別支援学級担任とする。重大事案への対応など、必要な場合はスクールカウンセラー、南甲府警察署スクールサポーター及び中央市安全安心指導員（警察OB）を加える。

(2) 「いじめ対策委員会」の役割

- ・いじめの未然防止への取組
- ・いじめの早期発見のためアンケート調査への取組と集約
- ・事案発生時の対処
- ・教職員への共通理解と意識啓発
- ・保護者、地域に対する情報発信と啓発
- ・相談の受け入れや集約
- ・教育相談諸機関とのコーディネート
- ・アンケート結果の考察
- ・取組評価アンケートの実施と検証

(3) 「いじめ対策委員会」の開催回数

学期に学期 1 回の定例会の他、いじめが発見された場合及び通報を受けた場合等、必要に応じて開催する。

3. 未然防止の取組

いじめ問題においては、未然防止の取組が最も重要である。未然防止の基本は、「組織

的計画的な取組の実施」・「一人一人の児童の自己肯定感の育成」・「学級におけるルールと信頼関係の確立」であると考えている。

(1) 未然防止に向けての具体的な取組

①楽しく分かる授業の実施

- ・田富小スタンダードにより、見通しをもって学べるようにする。
- ・既習事項や生活経験を生かして指導計画を立てる。
- ・児童が考え、語り合う場面を設定し、互いのよさを認め合えるようにする。

②道徳や特別活動の充実

- ・資料や事例をもとに、いじめを自分のこととして捉え、考え、議論することを通して、いじめに対する認識を深める。
- ・自治的活動により、ともに活動する楽しさを味わわせる。
- ・保護者や外部機関と連携して、情報モラルに対する意識を高める。

③QU テストの結果を生かした学級指導の実施

④「つなげる日記」の取組

- ・自分の感情を文章に表し、自覚化させる。
- ・児童の内面を把握し、気持ちに寄り添った指導を行う。

4. 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながる。しかし、いじめは、教職員や保護者の気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいものである。教職員は、児童の些細な言動から小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取る力を向上させることが求められている。また、日頃から児童・保護者と教職員の間にも何でも話せる信頼関係を構築することが大切であると考えている。さらに、定期的ないじめ調査による情報の収集に努め、実態を把握する。

(1) 早期発見に向けての具体的な取組

①いじめ把握アンケート調査

調査の結果、指導継続中の事案については、被害児童を中心に関係者に対し、いじめ対策委員会による面談を行う。

②つなげる日記

つなげる日記により1日の生活や自分自身を振り返ったりする機会を設け、その記述から児童の内面を把握する。

③Q-U アンケート調査

要支援群に属している児童に対する面談を実施する。

④保健室の様子を聞く等

保健室に来室する頻度が多い児童をリストアップし、全体で注意深く見守る。

⑤教育相談（24時間いじめ相談ダイヤルの利用）

お便りにより困ったときに相談できる期間を児童及び保護者に周知する。

⑥日々の観察

健康観察を丁寧に行う。全教職員が全校児童の担任であるという意識をもって多くの目で児童を見守り、気付いたことを担任に伝えたり、全体で共有したりする。

⑦何でも話せる人間関係づくり

休み時間等を利用して1対1で児童と話す機会を設け、気軽に話せる人間関係を築く。家庭訪問、個別懇談の他、欠席した際の電話連絡等を利用して。保護者が相談しやすい人間関係を築く。

⑧地域の方からの情報

学校評議員を開催し、地域での児童の様子を聞く。登下校を見守っていただいている「子ども守り隊」の方に、気になる姿を見かけたら学校に知らせてもらうよう依頼する。

⑨きずなの日の設置

月2回の学年や学級の時間により、他者とともに活動する楽しさを味わわせ、望ましい集団づくりを行う。

5. いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、疑いのある場合を含め特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織で対応する。被害児童を守ることを第一に考え、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

いじめの指導は、いじめの解消まで継続的に行う。いじめの解消とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態をいう。

ア いじめに係る行為が止んでいること(目安として少なくとも3か月以上)

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと(被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。)

(「いじめ防止等のための基本方針」平成25年10月文部科学大臣決定 平成29年3月改定)

尚、いじめ解消後も、関係した児童について、全教職員で日常的に注意深く観察する。

また、いじめの内容、指導の経過については、記録に残し、担任が変わっても情報が確実に引き継がれるようにする。

(1) いじめへの具体的な対処について

①事実の確認と共有

いじめ対策委員会が中心となり、被害者、加害者、その他の児童から話を聞き、事実確認を行う。必要に応じて、アンケートを行う。家庭訪問等により、保護者(被害・加害ともに)にいじめの内容、指導の流れを説明して理解を得え、今後の連携協力体制を確認する。

※いじめが「重大な事態」と判断された場合（疑わしい場合も含め）は、中央市教育委員会に報告し、その指示に従って必要かつ適切な対応を行う。

◆「重大な事態」の定義

○いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じたまたは生じる疑いがあるとき。

○いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席すること¹を余儀なくされている疑いがあるとき。

※1）年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合など。

※重大事態は、事実関係が確定した段階でその対応を開始するのではなく、疑いが生じたい段階で開始しなければならない。

（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」平成29年3月文部科学省による）

②指導・支援体制を組む

いじめ対策委員会を中心に指導・支援に当たる。必要に応じて、スクールカウンセラー、南甲府警察署スクールサポーター及び中央市安全安心指導員（警察OB）に協力を要請する。

③いじめられた児童・生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童にとって信頼できる人と一緒に寄り添える支援体制を作り、いじめから救い出し、徹底して守り通すことを伝える。必要な場合は、職員が張り付く。

④いじめた児童・生徒への指導又はその保護者への助言

いじめは心身を傷つける行為であり、いかなる理由があっても決して許されるものではないことを理解させ、自らの責任を自覚させる。保護者に対しては、被害者の心情を理解するとともに我が子の言葉にも耳を傾け、誠意をもって対応するように助言する。

※悪質な場合は、警察に通報、補導や逮捕、保護処分により更生させる場合もある。

⑤全体への指導

いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

⑥ネット上のいじめへの対応

関係機関と連携し、情報の拡散状況を把握し、書き込みや画像等の削除を要請する。

6. その他の対策

①組織的な指導体制

人権尊重の意識をもって、すべての教育活動や児童の指導に当たる。

また、職員会議等の機会を活用し、指導にあたったいじめの事案についての情報を共有し、学校全体の問題として当事者意識をもち各学級での指導に生かせるようにする。特に、発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童など、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性

を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を行う。

②計画的な指導

いじめ防止指導計画（別表参照）を作成し、それに基づき指導を行う。

③校内研修の充実

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

③校務の効率化

校務の効率化を進め、児童・生徒と向き合う時間を確保する。

④学校評価の実施と活用

学校評価の質問項目に、いじめやいじめの指導に関する質問項目を設定する。

⑤いじめをなくすための児童会の取組

たてわり班活動を中心に、児童相互の絆を深める。

⑦家庭との連携について

担任が、欠席が続く児童宅への家庭訪問や学校生活でがんばったことを電話で伝える「ほめ TEL」を実施する。

⑧学校評議員会への情報提供と意見聴取

学校における児童の様子といじめ対策について説明する。また、地域における児童の様子を把握する。